

業務部速報

No. 11

発行 15. 7. 7

JR東労組業務部

申33号 組合員の生活設計を考慮した福利厚生の実現を求める申し入れ 団体交渉 2回目

第3項 住環境制度を現在利用している組合員とこれから利用する組合員との公平性を期するため、社宅居住期間制限及び賃貸住宅補助金の給付期間制限の起算日については、平成27年4月1日とすること。

【組合】

- 起算日を平成27年4月1日にすることで、現在の居住者と新たに入居する人で整合性がある。

対立

【会社】

- 15年先になると持家取得が進むか疑問。
- 全ての社員が納得できる制度は難しい。
- 整合性の検討を重ねて、社員にとって良いものとして提示している。

第4項 広域異動やエリア異動を担っている社宅利用者に関しては、制度改正の対象から除外すること。

【会社回答書】

広域異動者（追加採用者含む）は社宅居住期間制限特例措置を適用していく。

広域異動者が15年を超えても住めることを確認！

確認!!

説明交渉を経て、要求実現に向け一歩前進!

特例傾斜家賃を適用することは認められない!!

対立

広域異動の方を制度の適用除外としても、だれも不公平とは思わない!再検討を要請!!

第5項 安全で安定して鉄道輸送を確保するために、社宅・寮については、各支社の地区駅や現業機関がある拠点駅に配置すること。

【会社】

- 今、多くは地区駅や現業機関にある駅が多い。
- 考え方はこれからもこれまでと変わらない。

確認!!

第6項 社宅・寮の老朽化や耐震対策が不備な社宅については、順次建て替えを行うこと。また、社宅建設にあたっては「イーストハイム型」とすること。

【会社回答書】

社宅・寮については、老朽化及び耐震強度等を考慮し、各支社において建替え等を計画的に行っていく。

【会社】

- 順次建替えを基本に、補強・リニューアルをして使用することも選択肢としてある。
- 社宅戸数が、社員数の減少以上に減ることは考えていない。

第7項 社宅利用機会を均等にする観点から、イーストハイム型社宅の入居条件を撤廃すること。また、イーストハイム型社宅への入居希望者把握や申請手続きの方法を制度化すること。

【組合】

- 今回15年の制限を導入するのだから、制限を撤廃しても良いのではないか。

対立

【会社】

- 社宅入居規程の条件を変更することは考えていない。

第8項 扶養者の教育を受ける体制を保証するため、学区内の義務教育終了までの間は、居住期間制限の対象から除外すること。

【組合】

- 最低でも義務教育期間を考慮すべき。
- 社宅には地域との関係もあり、地域に信頼され根ざしていることを考えるべき。
- 起算日をH27年とすればこの問題もクリアする。

対立

【会社】

- これから小学生になる人を考えて、1年プラスの7年の猶予期間を設定。
- 地域との関係は、社宅が廃止されるわけではないので、大きな影響はない。

第9項 社宅の使用料金については、社宅築年数によって社宅居住者間の受益格差が生じていることから、社宅建設から30年以上35年未満は35%、35年以上40年未満は40%の逡減率とすること。また、イーストハイム社宅に対する、月額1000円の加算を行わないこと。

【会社】

- イーストハイムの設備(コンロ、給湯器、換気扇等)の費用(設置、修繕、取替)は使用料金に入っていない。
- 住んでいる人に負担してもらうのは、賃貸住宅の一般的な考え方。
- 月額1000円の加算は、福利厚生全体の原資に加わる。
- 現状、「公平でない」とクレームが来たことはない。

公平性から、負担を強いるとの会社の考え方が、一人ひとりの負担を減らすことから公平性を考えるべき!!